

陳情番号	件名
第 6 号	相模原市緑区太井 2 9 5 小網第 2 団地 2 5 5 室市営住宅明渡し撤回について
受理年月日	
26.6.13	

陳情の趣旨
<p>公営住宅法 27 条 6 項 承継承認 特別の事情により入居者の死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者について、引き続き、当該公営住宅に居住させることが必要であると認めるときは、上記にかかわらず、承認をすることができる。</p> <p>特別の事情 当該団地は市町村合併以来新規公募を打ち切っている。入居待機者無し。空き部屋率 20 パーセントを超える。住宅課 ■■■ は不公平を主張したが実態、実害の無い不公平など存在しない。 明渡しを求めておきながら 2 年間も放置したのも証拠である。 ■■■ 訴訟による強硬な明渡しを求めるより 公営住宅の本来の趣旨である生活困窮者の居住の安定を図るのが行政の義務と責任である。弁護士意見 条例より法律が優先する。 ただちに明渡しを撤回し名義変更を遡って実行せよ。</p>

陳情番号	件名
第 7 号	市営住宅修繕義務放棄について
受理年月日	
26.6.13	

陳情の趣旨
<p>市営住宅指定管理者</p> <p>共同企業体ウイツ 市営住宅雨樋補修を入居者に強要</p> <p>ウイツは住宅課下請け業者であり指示に従っていると考え。入居者に修繕しろなど相模原市自身の作成した住宅管理規約を無視し民法に違反してる。もはや住宅管理者の義務も責任も放棄していると言わざるを得ない。</p> <p>2012年9月住宅課■■■■に瓦破損修繕を依頼したが現在も放置している。</p> <p>老朽化など理由にならない。当方を違法入居と暴言を吐かれたが(住宅課■■■■)修繕義務は消滅しない。</p> <p>建築躯体による第三者への被害に関し(傷害 死亡事故 物損)当方は一切の責任を負わない。修繕義務を放棄した相模原市に一切の責任がある。</p> <p>他の市営住宅で年金生活者に修繕強要している可能性もある。</p> <p>早急に善処して頂きたい。</p>